

既存住宅流通・リフォーム推進事業とは

住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通の活性化を目的とし

既存住宅の売買時において、補助対象となる工事に国が費用の一部を補助するものです。

補助対象となる住宅は

昭和56年6月1日以降に建築確認を受け建設された住宅で、平成13年3月31日以前に竣工したものの。

昭和56年6月1日 (建築確認)	平成13年3月31日 (竣工)
補助対象 (新耐震基準適合が要件)	補助対象
	補助対象外 ×

補助対象となる工事は

対象となる工事は、次の全ての要件を満たす工事です。

リフォーム工事

+

保険法人の検査合格
瑕疵保険加入

+

住宅履歴情報の登録・蓄積

補助対象となる費用は

保険加入のための現場検査手数料・事務手数料・住宅履歴情報の登録・検査機関の検査料に要する費用

リフォーム工事費用は、1 / 3 (構造・防水に係る工事を含まない場合は、1 / 4) が対象

補助対象期限および予算の制約があります。お早めにお申し込み下さい。